

## 平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市役所第4委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年3月23日 午後4時00分

2 出席委員 16名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員	9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員
11. 澁谷 誠幸 委員	12. 石井 君雄 委員	13. 小金谷正男 委員
14. 時田 将 委員	15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員
17. 山田 芳裕 委員		

3 欠席委員 0名

4 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	3件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	3件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件

6 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番鈴木徳市委員

11番澁谷誠幸委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第2班です。鈴木吉夫班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長  
葛山 議長 9番、鈴木吉夫班長  
鈴木 班長 第2班の現地調査の報告をいたします。  
平成29年3月17日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について、1件です。  
現地調査後、午後4時より農地法第4条について、審査会を実施しました。  
第2班といたしましては、本案件は許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で第2班の総括報告を終わります。  
葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。  
葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
垣岡 次長 議長  
葛山 議長 垣岡次長  
垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。  
申請地は、畑2筆で、合計面積289平方メートルです。  
転用計画は、貸駐車場用地です。  
申請理由は、近隣住民から駐車場設置要望があり、9台分の駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思います。  
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、隣接農地の境界にブロック2段積を設け、敷地内を砂利敷にすることにより自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。  
農地区分は、申請地から半径1キロメートル以内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第3種農地に近似した第2種農地に該当します。  
資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。  
関係法令につきましては、ございません。  
また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。  
以上です。  
葛山 議長 現地調査の報告を求めます。  
澁谷 委員 議長

葛山 議長 11番、澁谷誠幸委員  
澁谷 委員 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

3月17日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積289平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、要望書の内容が使用していた駐車場を使えなくなったことを理由とするものが多かったため、近隣で駐車場の閉鎖があったのか確認したところ、不明であるとのことでした。

次に、前面道路は通学路にもなっていることから、工事期間中は十分注意するとともに、申請地隣接が宅地用の通路になっており、境界に工作物等がないことから、駐車場利用者に注意徹底をすること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更するよう指導しました。

最後に、申請どおり実施されない場合は、許可取消処分となるうえ、今後の転用にも支障があることを周知いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計6件を一括報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の4ページから5ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを

受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

つづいて、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について1件を報告します。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の6ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、会長専決によりこれを受理いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

つづいて、報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件を報告します。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の7ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行しました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年4月14日

鎌ヶ谷市農業委員会議長      葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員      鈴 木 徳 市

鎌ヶ谷市農業委員会委員      澁 谷 誠 幸